

第 82 回労災保険部会における委員の主なご意見

(1) 全体について

＜労働者代表委員の意見＞

- 複数就業者に係る労災保険給付について、議論の結果ここまでたどり着いたのは良いことと思う。

労側としては、副業・兼業については政府が旗振りすべきではないと考えるが、セーフティネットの観点から複数就業者を保護する趣旨の制度が促進されるのは良いこと。是非報告書としてまとめて世に出していただきたい。

＜使用者代表委員の意見＞

- 全般については概ね妥当であり、特段の異論は無い。

(2) 複数就業者が被災した場合の給付額の見直しについて

(※事故による負傷等又は一の就業先の負荷に起因する疾病等の場合)

＜使用者代表委員の意見＞

- 論点 3 について、保険料の負担については、今後運用を始めると業種等で偏ってくることも予想されるため、全業種一律の負担とすることが妥当かという議論も将来的には必要になるのではないかと思う。

(3) 複数就業者の認定の基礎となる負荷について

(※それぞれの就業先の負荷のみでは業務と疾病等との間に因果関係が見られない場合)

＜労働者代表委員の意見＞

- 「負荷の合算」という言葉については、「総合して評価」にしても意味は変わらないと思うので表現を改めることに賛成。

＜使用者代表委員の意見＞

- 「負荷の合算」という言葉はわかりにくい。今後の制度周知に向けて、「総合して評価」という言葉の方が分かりやすいのではないか。
- 負荷の場合は、足して算出するという意味合いの「合算」という言葉はなじまない。「負荷の総合」で統一した方が良いと思う。

＜公益代表委員の意見＞

- 「負荷の合算」とは総合して評価するという趣旨と理解している。最終的には「合算」という言葉は削除することとしたい。

(4) (2) 及び (3) に係る共通事項

<労働者代表委員の意見>

- 現在事務官の数が減少し、監督署等の現場において労災認定に対し臨機応変に対応してもらえないとの話を聞く。負荷を総合して評価するとした場合、労働基準局や労働基準監督署での判断が難しくなることが予想される。現場には制度の熟知に向けた指導をお願いしたい。また、労働保険事務組合への周知もお願いしたい。

<使用者代表委員の意見>

- 企業が労働者に説明する時間も踏まえて施行までの期間は考えていただきたい。
- 法律改正事項の整理としては妥当と思う。省令、指針、周知のパンフをどうするか等は使側として気になる点もあるので今後きちんと判断していきたい。

<公益代表委員の意見>

- 論点2の特別加入者についての記載は、論点1の複数就業の定義の中に書いた方がよいのではないか。

(5) その他運用に関する留意点について

<労働者代表委員の意見>

- 特別加入制度の在り方について、雇用されるべき方が排除されるような形にならないよう、対象範囲や運用等は考慮いただきたい。

<使用者代表委員の意見>

- これで論点は出尽くしたかというところではない。法改正の論点は出ていると思うが、細かい制度を詰めていく上で議論すべき論点等はまだ残っていると思う。今後、議論をお願いしたい。
- 論点1について、新たな仕組みの導入に際して、従来の枠組みを極力用いるというのは良いと思う。ただその際は事務手続きに遺漏なきように対処いただきたい。
- 論点1について申請手続きの事業場の負担増が懸念される。非災害発生事業場については証明に応じるかは任意であること、災害発生事業場についても自らが把握する範囲での証明で足りることを何らかの形で担保していただきたい。前回も述べたが、申請の様式は証明義務が発生するように読めないよう、あくまで既存のものを使う形にしてほしい。

- 論点2について、事務の効率化で大きなものとして電子申請がある。今後電子申請の普及により、監督署の生産性の向上にもつなげていただきたい。
高齢者等の労働災害が減少していない現状ではまずは労働災害の減少を図っていただきたい。
- 論点2について、災害防止努力が必要という点に異論は無いが、事業主の災害防止努力によって、給付が減少した部分については、可能な限り、本来の料率の引き下げに反映させる等、事業主の負担軽減に繋がる取組をお願いしたい。
- 論点2について、社復事業の予算の精査はきちんとやっていただきたい。
次々年度の要求は今年度をベースに削減を検討していただきたい。
- 特別加入制度の在り方について、特別加入制度の検討の際はフリーランスも考慮すべき。加入者増加のための周知の方策も検討していただきたい。